

令和5年11月1日より 対象機器拡大・期間延長しました。

## 古賀市電気・ガス料金高騰対策

### 事業者支援金

#### 1 制度の目的

電気・ガス等のエネルギー価格の高騰の影響を受けている市内中小事業者等に対し、省エネ機器の導入による経営コストの低減を促進し、将来にわたる効率的な経営を後押しすることで、古賀市の商工業の発展に寄与することを目的とします。

#### 2 支援金の概要

令和5年4月1日 から 令和6年1月31日まで に導入した対象機器の  
購入金額と設置に要す費用の  $2/3$  に相当する金額（千円未満切り捨て）を（1申請者あたり）  
最大50万円まで支援します。

#### 3 対象者

以下(1)から(4)の要件をすべて満たす中小事業者<sup>※1</sup>および個人事業主を対象とします。

- (1) 市内に事業所等<sup>※2</sup>を有し、事業を営んでいる
- (2) 今後も市内で事業を継続する意思がある
- (3) 市税に滞納がない
- (4) 関係法令を遵守している

#### 4 対象機器

製品の生産や提供に際し必要な以下の機器のうち、電気・ガス料金の価格高騰に対応するために買い替えや新規導入を行う、一定の省エネ性能を有する機器。<sup>※3</sup>



給湯器・ボイラ等



※新規追加

厨房機器

(コンロ・オープン・レンジ

炊飯器・食洗機・食品加工機など)



保温機、保温庫



※新規追加

暖房機器

(ガスファンヒーターなど)

※1 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない事業者、又は、常時使用する従業員の数が300人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人、小売業を主たる事業とする事業者については50人）を超えない事業者のいずれかに該当するものをいう。

※2 事務所、店舗、工場又は倉庫をいう。

※3 カタログ、パッケージ等で、統一省エネラベルの標示や、省エネ性能に関する記載・記述があり、その機器の導入により事業所全体の消費エネルギーの減少が見込めるもの。

## 5 対象除外事項

以下に該当するものは、対象外となります。

### ○対象者に関して

- ・ 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を営む者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 号第 5 項に該当する営業を営む者
- ・ 公序良俗に反する事業を営む者
- ・ 各種法令の許可等が必要な業種で、当該許可等を取得していない者
- ・ 社会福祉法人古賀市社会福祉協議会
- ・ 公益社団法人古賀市シルバー人材センター
- ・ 福岡県商工会連合及び古賀市商工会
- ・ その他市長が適当でないと認める者

### ○対象機器に関して

- ・ 事業内容と比較して機能や数量が過大なもの
- ・ 事業の用に供すると認められないもの
- ・ 中古又はリース取引等に基づき取得したもの
- ・ 販売、貸付等による利益を目的とするもの
- ・ 転売、返品、贈与等を目的とするもの
- ・ 将来の使用にむけた備蓄を目的とするもの
- ・ 従業員の福利厚生を目的とするもの
- ・ その他市長が適当でないと認めるもの

### ○経費等に関して

- ・ 公租公課
- ・ 修理、修繕にかかる費用
- ・ オプションとして設置する装飾品等、機器本来の機能に関与しないものにかかる費用
- ・ 設置に伴って行う追加工事にかかる費用（例：建屋の改造に係る費用）
- ・ 既存設備等の撤去・廃棄にかかる費用（リサイクル料を含む）
- ・ 各種保証、保険料
- ・ 相談料、各種手数料
- ・ 各種ポイント等を利用した場合のポイント利用額や値引き相当額
- ・ その他市長が適当でないと認める経費

## 6 手続きの流れ

### 1 事前相談

すでに導入している機器や、導入を検討している機器が対象となるか、といったご相談は、申請書提出の前にお問合せください。

市ホームページ上に事前相談用フォームを掲載しています。

令和5年4月1日から令和6年1月31日まで

に導入する機器が対象です。

### 2 提出書類の準備

申請には下記の書類が必要ですので、ご準備をお願いします。

- ① 古賀市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金交付申請書兼実績報告書（兼請求書）
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 交付申請額計算書
- ④ 市内中小事業者であることを確認できる書類
  - ・（法人）法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）の写し
  - ・（個人）事業を営んでいることが分かる書類（確定申告書など）※上記書類で市内事業所の住所が確認できない場合は、公共料金の領収書など、市内で事業を営んでいることが分かる書類を添付すること。
- ⑤ 本人確認書類（個人事業主の場合）
- ⑥ 支払いを証する領収書類
  - ※宛名、型式・型番、数量の記載があること。
  - ※内訳等が不明瞭な場合は、別途明細書を添付すること。
- ⑦ 省エネ性能が分かる書類（製品カタログなど）
- ⑧ 設置状況が分かる書類（写真など）
- ⑨ 市税に滞納のない証明書（市収納管理課にて発行しています。）
  - ※市税等の納付直後は、証明書の情報反映が間に合わない場合があります。
  - その場合は、市税等の領収書を提示いただければ、証明書を作成します。
- ⑩ 振込先が分かる書類（通帳の写し等）

この他、内容に応じて上記にない書類等の提出が必要な場合があります。

なお、提出書類に係る押印は、単に会社名等を示す印（角印）ではなく、**会社実印・代表者印（丸印）**をお願いします。

### 3 申請（書類提出）

下記宛先に提出書類一式を提出してください。

**【期間延長】**

**申請受付期限** ~~令和5年10月31日(火) 17:00(必着)~~

**令和6年1月31日(水) 17:00(必着)**

#### 【申請受付窓口】

〒811-3192

古賀市駅東1-1-1（市役所第2庁舎3階）

古賀市建設産業部 商工政策課 事業者支援係

【古賀市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金】担当 宛

#### 【予算の範囲内で受付します】

受付した交付申請額の積み上げ額が予算を超えた時点で、受付は終了します。  
以降、事前に相談を受けていた場合でも受付できません。ご注意ください。

### 4 審査

提出された資料をもとに審査を行います。

場合によっては、事業所等にお伺いし、現地調査を行う場合があります。

### 5 決定通知、振込

審査の結果、交付または不交付の決定を行い、決定通知書にて通知します。

交付決定の場合、通知後、順次振込先口座に振り込みを行います。

#### お問合せ

古賀市建設産業部商工政策課 事業者支援係

〒811-3192 古賀市駅東1-1-1

TEL 092-942-1176

受付時間 8:30~17:00（土日祝日を除く）